

美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所  
原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

1. 読み替え案件

原子力事業本部において、「シビアアクシデント対策プロジェクトチーム」を、現行の「プラント・保全技術グループ」に再編することに伴う組織の名称の変更を行います。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所原子力事業者防災業務計画の読み替え表を提出します。

2. 読み替え内容

- ・原子力事業本部の社内組織の再編に伴う組織名称の変更（詳細は添付のとおり）

3. 考察

今回の読み替えについては、原子力事業本部の社内組織の再編に伴い、原子力事業者防災業務計画別図 2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路に係る組織名称を変更するものです。

4. その他

「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」における変更内容が軽易である場合の対応に係る記載は以下のとおり。

（中略）

3. 原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点について

原災法第7条第1項の規定に基づく原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点を次のとおり定める。

**原災法第7条第1項**

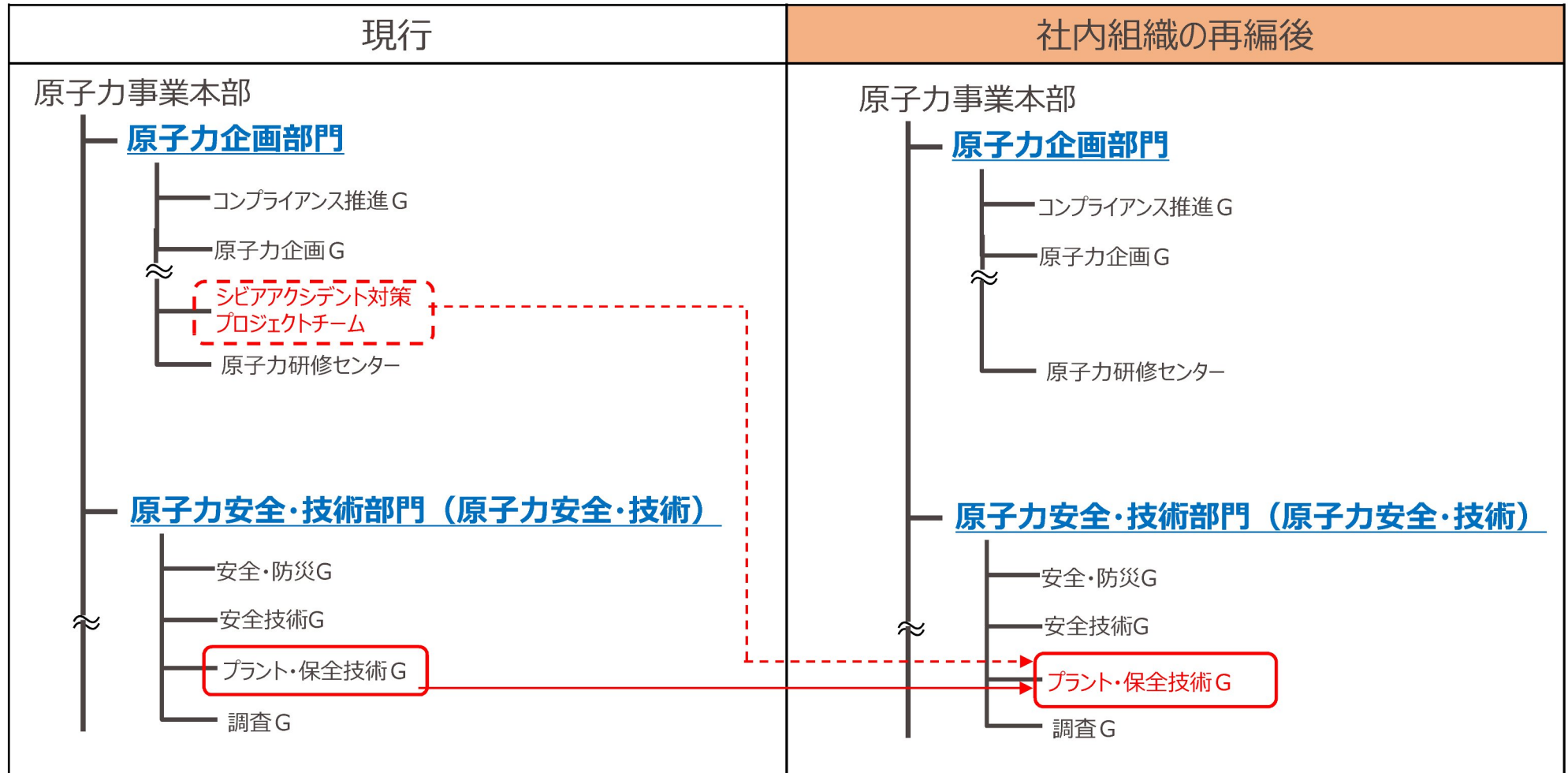
○原災法第7条第1項の規定において、「原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と定めており、原子力事業者防災業務計画の内容に変更があった場合は、原子力事業者防災業務計画の修正をしなければならない。一方で、「必要があると認めるとき」とあり、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の修正を行わず、軽易でない内容の変更が生じたときに、まとめて修正を行うことは認められる。この解釈は、原子力事業者が当該修正の内容及び理由について内閣府及び原子力規制庁に連絡する場合に限り適用する。

**【解説】**

- ・「変更内容が軽易である場合」の具体例は以下のとおりである。
  - (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者に係る組織の名称及び役職名の変更
  - (2) 法令の制定又は改廃に伴い当然に必要とされる整理

以 上

# プロジェクトチームとしての業務規模の縮小に伴う社内組織の再編



(社内組織の再編に伴う変更点)

- ・現行の「シビアアクシデント対策プロジェクトチーム」におけるプロジェクトチームとしての業務規模の縮小に伴い、「シビアアクシデント対策プロジェクトチーム」を「プラント・保全技術G」に再編

(結論)

社内組織の再編のみであり、再編後においても**防災体制は維持**されている。

# 美浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表（案）

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路（1/2）</p> <p>(若狭)</p>	<p>別図2-2-5 本店原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路（1/2）</p> <p>(若狭)</p>	<p>・「シビアアクシデント対策プロジェクトチーム」を「プラント・保全技術グループ」に再編することに伴う読み替え</p>